

茂原市緑ヶ丘市有地貸付に係る基本協定書（案）

茂原市緑ヶ丘市有地貸付（以下「本事業」）に関して、茂原市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間で、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が実施した本事業に係る公募型プロポーザル選定において、乙が優先交渉権を有する契約候補事業者として選定されたことを確認するとともに、甲および乙が相互に協力し本事業を円滑に進めるため、本件貸付契約の締結までの間における必要な事項や確認事項等について定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定について使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- （1） 本件募集要項とは、本事業の実施に関して、甲が令和7年2月に公表した「茂原市緑ヶ丘市有地貸付に係る公募型プロポーザル募集要項」をいう。
- （2） 本件事業提案書とは、本件募集要項に従い、乙が甲に提出した本事業に係る提案書及び当該提案書を詳細に説明する目的で作成した説明文書又は補足文書をいう。
- （3） 本件事業用地等とは、本件募集要項に記載の土地をいう。
- （4） 本件貸付契約とは、本件事業用地等について甲乙間で別途締結を予定する土地の賃貸借契約をいう。

（参加資格要件を欠く事態が生じた場合）

- 第3条 本協定締結時から、本件貸付契約が締結されるまでの間に、乙が、募集要項に規定する参加資格要件を欠く事態が生じたと甲が判断した場合には、甲は本件貸付契約の全部若しくは一部を締結せず、又は、何らの催告なく、本協定を解除することができる。
- 2 乙は、前項に基づく解除等に関し、損害が発生しても損害賠償ないしは補償、追加費用その他名目の如何を問わず、甲に何らの請求もすることができない。
- 3 第1項の場合であっても甲がやむを得ないと認めた場合は、乙は、甲の承諾を条件として参加資格要件を欠く構成員の変更ができるものとする。ただし、代表事業者の変更は認められない。

（基本協定の地位の譲渡等）

第4条 乙は、甲の書面による承諾がない限り、本協定上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(信義誠実の原則)

第5条 甲および乙は、本事業が本件募集要項及び本件事業提案書に基づいて実施されるものであることを確認するとともに、信義を重んじ、本協定を誠実に遵守しなければならない。

(地域住民との協調)

第6条 乙は、本事業の実施に当たり、地域住民との協調に努めるものとする。

(貸付契約)

第7条 本協定締結後、甲及び乙は、本件貸付契約を締結するものとする。

(本件貸付契約の締結に関する確認事項)

第8条 甲及び乙は、本件貸付契約の締結に関して、次に掲げる事項を確認する。

- (1) 甲及び乙は、本事業の実施に関し別途協議を行ったうえで、本件募集要項及び本件事業提案書の趣旨に反しない限りでその内容を変更、追加、又は補充することができる。
- (2) 乙は、本事業の実施に当たり法令を遵守しなければならない。
- (3) 乙は、本件貸付契約の締結前であっても、甲に事前の承諾を得て、自らの責任で本事業の実施に関して必要な準備作業を行うことができるものとし、甲は必要かつ可能な範囲で、乙に対して協力するものとする。
- (4) 乙は、本件貸付契約を締結したときは、自らの責任において、本件事業用地等の工事、修繕、委託等を行い、その整備を行うものとする。また、整備が完了した本件事業用地等の運用、供用、維持管理の一切の業務について責任を負うものとする。

(協定の有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本件貸付契約の締結の日までとする。ただし、本件貸付契約が締結に至らないことが確定した場合には、その時点で本協定の効力は失われるものとする。

(解除)

第10条 甲又は乙は、次に掲げる事項に該当した場合は、相手方に書面により通知をすることで本協定を解除することができる。

- (1) 第5条又は第8条第2号の規定に違反したとき。

(費用)

第11条 甲又は乙のいずれの責にも帰すべき事由によらず、本件貸付契約の締結に至ら

なかったとき、又は、前条の規定により本協定が解除されたときは、別途書面による合意がある場合を除き、甲又は乙が本事業の準備に関して支出した費用などは、各自が負担するものとし、その準備に要した費用の請求、清算等の債権債務は一切生じないものとする。

(守秘義務)

第12条 甲及び乙は、本事業に関連して知り得た相手方の業務上の秘密事項を、相手方の事前の承諾なしに、第三者に対して開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、甲が茂原市情報公開条例（平成24年茂原市条例第20号）その他の法令に基づき開示する場合は、この限りではない。

(不可抗力条項等)

第13条 本事業の実施に当たり、風雨、地震等の天災その他甲又は乙のいずれの責にも帰すべき事由によらない不可抗力により甲及び乙の一方又は双方に損害が発生したときであっても、甲又は乙のいずれについてもその責任を負わないものとする。この場合において、当該事由により影響を受けた甲又は乙は、当該事由の発生及びその内容を直ちに相手方に通知するものとし、本協定の全部又は一部の変更等について協議することができるものとする。

(協定の変更等)

第14条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上の証として 本基本協定書を○通作成し、甲並びに乙がそれぞれ記名押印の上、それぞれが各一通を保有する。

令和 年 月 日

甲

住所 茂原市道表1番地

氏名 茂原市

茂原市長 市原 淳

乙

住所

氏名